

スクール 21 BE studio 会員規約

お手続きの前に必ずお読みください。

施行日：2020年12月1日

第1条（会員規約について）

- この会員規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社エジュテックジャパン（以下「当社」といいます）が提供する「スクール21 BE studio」（以下「本教室」といいます）および本教室に関連したサービス・商品（以下総称して「本サービス」）に関する、基本的な取引条件を定めたものです。
- 本サービスを受ける契約（以下「受講契約」といいます）には、別途個別の合意がある場合を除き、本規約が適用されます。
- 本サービスに関し、個別の利用規約、注意事項またはルール（以下総称して「個別規約」といいます）が存在する場合、当該商品・サービスにおいては、個別規約に定める内容が本規約に優先して適用されます。この場合でも、個別規約に定めのない事項については、本規約が適用されます。

第2条（入会手続）

- 当社所定の手続に従って本教室への入会をお申し込みください。受講契約は、入会手続の完了をもって成立します。以下、入会手続において登録された契約者、受講者を、それぞれ「契約者」、「受講者」といい、契約者および受講者を総称して「お客様」といいます。
- お申し込みいただいたコースの内容、入会金・受講費・教材費など、本サービスのご利用に必要な費用（以下「受講費等」といいます）ならびにお支払期日は、別途お伝えさせていただきます。なお、原則として、年度中のコース変更はできません。
- 入会時にご登録いただいた住所、電話番号、ゆうちょ銀行の預金口座等のお客様の情報（以下「ご登録情報」といいます）に変更があった場合は、当社所定の締切日までに、当社所定の方法で変更手続を行ってください。

第3条（本サービスについて）

- 本教室は、幼児（年少～年長）、小学生（1年生～6年生）および中学生（1年生～2年生）を対象にした英語教室です。いずれのコースも3月修了のカリキュラムとなります。
- 本サービスは、お客様より特別なお申し出がない限り、お通いの教室で開講されている最終学年のコースまで自動継続となります。ただし、小学6年生から中学1年生への継続の際は所定の届書の提出が必要です。ご提出がない場合は小学6年生時の3月末退会とみなし、退会届の提出は必要ありません。ご受講中のコースの次年度における自動継続先のコースは、講師より都度ご案内申し上げます。
- 当社は、お客様に対して、教室でのレッスン（以下「対面レッスン」といいます）を実施いたします。当社の判断により、対面レッスンに代えて、当社が指定するツールを利用したオンライン上のレッスン（以下「オンラインレッスン」といいます）を実施することがあります。
※以下の場合、休講またはオンラインレッスンのご案内があります。
 - 緊急事態宣言などで対面レッスンの遂行ができないと判断した場合
 - 受講者が通う園や学校または同居のご家族で感染症が確認された場合
 - 講師や会場の環境面で、ビースタジオからオンラインレッスン実施をお願いした場合
 - 台風、火災、地震、近隣での凶悪事件発生、その他の事情により、対面レッスンを安全に実施することができないと判断した場合*上記理由により、レッスンでは対面レッスンとオンラインレッスンの受講者が混在する場合があります。
- 当社の判断により、対面レッスン、オンラインレッスンとは別に、映像レッスンおよび講師による週に一度学習の進捗確認を行うサービスを提供することがあります。

第4条（納入金の支払い方法および支払い時期）

- 入会時納入金
入会申込時にお渡しする払込票にて、ゆうちょ銀行で期日までに納入ください。
- 入会後の納入金
受講費等は、ゆうちょ銀行の預金口座自動振替による納入となります。各費用の振替期日につきましては年間引落予定表（別途資料）をご確認ください。ただし、入会申込書提出後、口座振替が開始されるまでは払込票でのご納入になります。
払込用紙によるお支払の手数料はお客様負担となります。

第5条（領収書）

お支払いいただいた受講費およびその他の費用の領収書は、払込票の払込受領書および月々の引落の通帳記載に替えさせていただきます。別途領収書の発行はいたしません。通帳記載および払込票の受領証の確認をお願いいたします。

第6条（レッスンの受講）

- 教室ごとに講師から提示されるカレンダーに従って、レッスンをご受講いただけます。レッスンをお休みされる場合は、事前にご連絡ください。受講者がインフルエンザ等の感染症に感染した場合またはお通いの園や学校、同居のご家族で感染症が確認された場合、教室内での感染拡大を防ぐため、医師により学校・園への登校登園が許可されるまでは対面レッスンをお休みいただけます。また、講師よりオンラインでのレッスン受講をご案内させていただいた場合があります。尚、レッスンをお休みされた場合や、以下の場合も補講は実施いたしませんので、ご了承ください。
 - 台風、火災、地震、近隣での凶悪事件発生、その他の事情により、教室でのレッスンを安全に実施することができないと判断した場合
 - お客様側の設備不良や接続不良等の原因でオンラインレッスンに接続できず、オンラインレッスンに最初からご参加いただけなかった場合。（遅刻・欠席された場合も同様。）
 - その他当社がレッスンの中止がやむを得ないと判断した場合
- 当社および講師の都合でレッスンが中止となった場合は、講師からお客様に事前にご連絡のうえ、レッスンの補講を行います。

第7条（禁止事項）

- お客様は、本サービスのご利用にあたり、次の各号に掲げる行為をすることはできません。当社は、お客様がこれらの行為を行ったことによりお客様その他第三者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 本サービスの本来の目的以外に本サービスを利用する行為
 - 本サービスの内容を録音、録画、写真撮影等する行為
 - 他のお客様など第三者の肖像権、プライバシー、名誉その他の権利を侵害する行為
 - 会員番号、契約者番号またはID・パスワードを第三者に譲渡、貸与、提供する行為
 - 当社または第三者に損害を与える行為
 - 当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権、その他の権利を侵害する行為
 - デジタルサービスへの不正アクセス、データの改ざん等、運営を妨げる行為
 - 個人情報を収集・蓄積したり、個人を特定したり、本サービス外で接触しようとする行為
 - 自らまたは第三者を利用した、暴力的もしくは脅迫的な要求をする行為、法的な責任を超えた不当な要求をする行為、風説の流布、当社の信用を棄損する行為、当社業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為
 - 本規約、当社が設定する規約または条件に違反する行為
 - その他法令、公序良俗に反する行為
 - その他当社が不適切と判断した行為

第8条（当社によるレッスンの提供の停止、受講契約の解除）

- 当社は、お客様が次の各号に該当する場合、お客様に対するレッスンの提供を停止、受講契約の解除、退会その他の措置を講ずることができます。この場合、お客様は、受講費等のお支払い、その他当社に対する債務の全てについて、期限の利益を失い、当社が申し出た場合には、当該債務を履行いただきます。
- 申込内容に虚偽があった場合またはその疑いがあると当社が判断した場合
 - お客様の規約違反、契約違反を理由として以前に当社から契約を解除されたことがある場合
 - 第7条に定める禁止行為をした場合
 - 定められた納入金額および期日について、1ヶ月の滞納が発生した場合
 - 破産手続の開始等の債務整理手続の申立があった場合
 - その他お客様に対するレッスンの提供が不可能または不適切であると当社が判断した場合

第9条（本サービスの内容の変更）

当社は、本サービスの契約条件を随時変更する場合があります。また、お客様にとって最適なサービスを提供するため、本教室のコースや講座自体、受講費なども変更する場合があります。当社は、これらを変更する場合、お客様に対し、書面、当社 Web サイト、または当社が適切と判断する方法で変更内容を事前にお知らせします。本サービスを継続利用するにあたっては、変更後の内容を必ずご確認ください。お客様が変更後も引き続き本サービスの利用を継続していることをもって、これに同意いただいたものとみなします。

第10条（本規約の変更）

変更後の内容および効力発生日を事前に当社 Web サイト等に掲載し周知することで、効力発生日をもって本規約を変更することができるものとします。

第11条（教室の閉鎖・移動）

万が一、お通いの教室を閉鎖させていただく場合は、速やかにお知らせし、転校可能な教室をご案内いたします。

第12条（クーリングオフ）

- 入会の取消
(1) 入会の取消は入会手続きから8日以内に書面にてお申し出ください。レッスンの出席の有無を問わず、ご入金いただいた入会費用は全額お返しいたします。
(2) 返金はお届けのゆうちょ銀行口座へのお振込みとなります。尚、振込手数料はお客様負担といたします。
- クーリングオフ期限経過後の解約
レッスン開始日前日までに、入会取消の届出があった場合は、納入金より特定商取引法の定める11,000円を除いて返還します。

第13条（届書の提出）

費用に関わるサービスの変更（休会・退会・コース変更等）については届書の提出が必要になります。各種手続は契約者の責任において行っていただき、契約者による記名捺印をお願いいたします。届出は、教室または担当講師よりお渡しいたしますので、所定の期日までに担当講師に提出してください。届書提出期限日が休日となる場合には、その直前の営業日を提出期日とさせていただきます。
※その期日を過ぎますと、翌月の受講費が自動的に引落される場合があります。

1. 休会

休会される場合には「前月12日までに」所定の休会届を担当講師に提出してください。休会届の有効期限は1ヶ月間です。引き続き休会される場合には改めて休会届の提出をお願いいたします。
(例) 5月を休会される場合は、4月12日までに講師に休会届の提出が必要です。

2. 退会

退会される場合は「当月12日までに」所定の退会届を担当講師に提出してください。また、お支払いいただいた教材費についてはご返金いたしません。
(例) 1月末で退会される場合は、1月12日までに退会届の提出が必要です。